

国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳までの方へ

「特定健診」を受けましょう

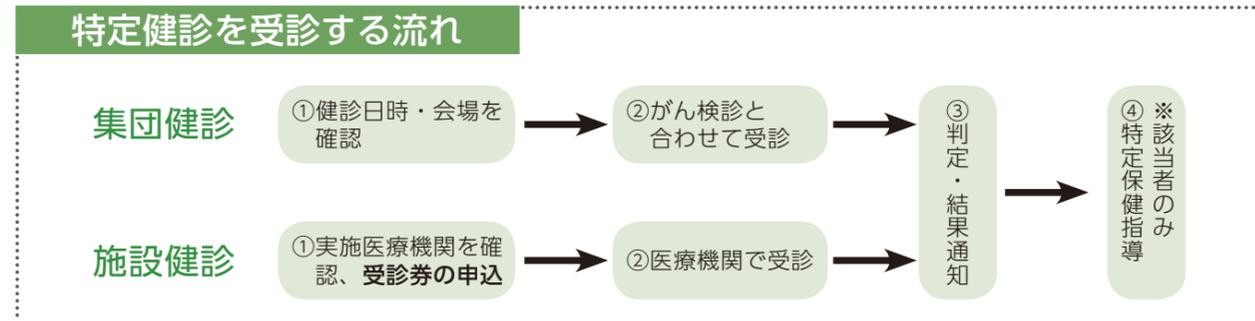
特定健診とは、メタボリックシンドロームを発見し、改善するための健康診査です。
40～74歳の国民健康保険(国保)加入者の健診は、保険者(田村市)が実施することになっています。
特定健診は、集団健診に合わせて受診する方法と、医療機関で受診する方法(施設健診)があります。
施設健診の場合は「受診券」が必要です。受診前に市民課にお問い合わせください。
3月1日から4月30日までに国保に加入した方には、今月、受診のご案内を郵送しますのでご確認ください。
施設健診を実施している医療機関は次のとおりです。

医療機関名	所在地	電話番号	特定健診	詳細検診			
				心電図	貧血	眼底	血清
田 村 市							
総合南東北病院附属滝根診療所	滝根町	78-2442	●	●	●	▲	●
田村市立都路診療所	都路町	75-2003	●	●	●	▲	●
青山医院	常葉町	77-2015	●	●	●	▲	●
白岩医院	常葉町	77-2036	●	●	●	▲	●
まつぎき内科胃腸科クリニック	常葉町	77-2870	●	●	●	▲	●
かとうの内科クリニック	船引町	81-1388	●	●	●	▲	●
まつえ整形外科	船引町	81-1222	●	▲	▲	▲	●
清水医院	船引町	82-3535	●	●	●	▲	●
船引クリニック	船引町	82-0137	●	●	●	▲	●
秋元医院	船引町	82-1514	●	●	●	▲	●
遠藤医院	船引町	85-2016	●	●	●	▲	●
大方病院	船引町	82-1117	●	●	●	●	●
大久保クリニック	船引町	82-2555	●	●	●	▲	●

医療機関名	電話番号	特定健診	詳細検診			
			心電図	貧血	眼底	血清
三 春 町						
西山医院	62-2473	●	●	●	●	●
石川医院	62-2630	●	●	●	▲	●
矢吹医院	62-3015	●	●	●	▲	●
のぞわ内科クリニック	61-1500	●	●	●	▲	●
三春町立三春病院	62-3131	●	●	●	▲	●
雷クリニック	62-6333	●	●	●	▲	●
春山医院	62-3239	●	●	●	▲	●
せんざき医院	61-2777	●	●	●	▲	●
小 野 町						
石塚医院	72-2161	●	●	●	●	●
さいとう医院本院	72-2500	●	●	●	▲	●
公立小野町地方総合病院	72-3181	●	●	●	●	●
島貴整形外科	72-2722	●	▲	▲	▲	▲
橋本医院	72-3711	●	●	●	▲	●
かみや内科クリニック	72-3212	●	●	●	▲	●

* 6月1日現在の情報です。
* 施設健診は11月30日までに受診してください。
* 施設健診を受診する場合は、事前に電話で確認してください。
* 施設健診では「がん検診」を受診できません。
* 詳細検診は、判定基準に該当する方のみ検査できます。
* 血清…血清クレアチニン検査。
* ●…受診機関で実施できるもの。▲…別の医療機関での受診。

●問い合わせ 市民部 市民課 ☎82-1112
国保以外の医療保険に加入している方は、勤務先にお問い合わせください。



健康を守るため 受動喫煙対策

本格的に始まります

受動喫煙の防止のため健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布されました。この7月1日から改正法の一部施行によって、公共施設(第一種施設)の受動喫煙対策が本格的に始まります。

受動喫煙の防止について

健康増進法の第25条で、望まない受動喫煙を防止するため、多数(注)の者が利用する施設の管理者は受動喫煙防止措置の実施を義務付けられています。
(注)2人以上



福島県では、たばこの煙にさらされることなく、安心して過ごせる場所を増やすため、「空気のきれいな施設」認証を行い受動喫煙防止対策を進めています。田村市では総合体育館をはじめ、多くの施設が認証を受けています。

法が規定する第一種施設(公共施設等)

今回の一部施行で、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が利用する施設である学校、児童施設、病院や行政機関の庁舎で敷地内禁煙などの受動喫煙対策を行わなければならないことになっています。

喫煙者の皆さまへ

生活習慣病のリスクを減らし健康寿命を延ばすために、喫煙する際は、喫煙を望まない人が受動喫煙をすることがないように、周囲の状況への配慮をお願いします。

そのほかの施設でも

令和2年4月1日から改正法が全面施行されます。今回対象となった施設以外の、多数の人が利用する施設でも、喫煙目的の場所以外は、原則屋内禁煙となり受動喫煙が生じないように努めなければなりません。

健康増進法 改正の考え方

- 1 望まない受動喫煙をなくす
 - ・受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一緒にいる状況を踏まえ、受動喫煙にさらされることを望まない人がそのような状況に置かれることのないようにします。
- 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに配慮する
 - ・子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外で、受動喫煙対策を徹底します。
- 3 施設の種類・場所ごとに対策を行う
 - ・「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の種類・場所ごとに、利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響に依り、禁煙措置や喫煙場所の特定を行い、掲示の義務付けなどの対策を行います。

市では、健康増進法の一部改正を受けた受動喫煙対策の本格化を契機に、次代を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが健康に暮らせるまちづくりを一層向上させるため、望まない受動喫煙を防止するための環境整備を進めることとしています。

●問い合わせ
保健福祉部 保健課
☎81-2271